市有財産一時貸付契約書（案）

１	件　　名	市有財産（川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業）一時貸付け
２	貸付物件	「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業　仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
３	貸　付　料	●●●,●●●円／月（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に消費税及び地方消費税を乗じた額
４	貸付期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
５	個別条件	仕様書のとおり

上記の貸付物件について、川崎市を貸付人、　　を借受人とし、仕様書に基づき、貸付人と借受人との間において、「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業　一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成３年法律第９０号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和９年　　月　　日

貸付人　川崎市

病院事業管理者　伊藤　大輔

借受人　住所

氏名又は名称